

国不建推第65号
令和6年3月28日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
建設業適正取引推進指導室長

建設業における申請等の電子化について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、デジタル技術の活用による国民生活の利便性の向上等の観点から、令和5年1月より、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」の運用を開始し、建設業許可の申請（建設業法第5条）、変更等の届出（同法第11条）、提出書類の閲覧（同法第13条）などの手続について、インターネットを活用して行う（以下「電子申請等」といいます。）ことを可能としたところです。

従前のお通り、紙面により各種手続を行っていただくことは可能ですが、電子申請につきましても、その導入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いいたします。